

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第1、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） それでは、報告第1号繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

平成22年度一般会計補正予算（第7号）第2条及び平成22年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお願いいたします。

平成22年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書。

8款土木費2項道路橋梁費、町裏幹線道路改良事業、翌年度繰越額1,140万7,000円。

5項住宅費、木造住宅耐震改修補助金90万円、同じく仮設住宅用地造成事業1億3,000万円。

9款消防費1項消防費、消防団員用防火衣整理事業460万円。

10款教育費5項保健体育費、給食用白衣購入事業270万円。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、道路啓開事業1億3,700万円。

繰越額合計で2億8,660万7,000円となっております。

町裏幹線につきましては、これはテストの一部、それから地権者1名の用地補償費等でございますが、議決額、限度額が4,100万ほどだったんですが、被災前に契約済みの金額のみの繰り越しとなっております。

それから、木造耐震住宅補助金についてなんですが、これについては国の補助金が臨時的に今回かさ上げされております。それは繰り越しの事業が前提ということですので、繰り越すものであります。

それから、仮設住宅の用地造成事業、それから道路啓開事業なんですが、これは3月

以降、4月以降も継続して行うということで繰り越しになってございます。

消防団員の防火衣、それから給食用白衣購入事業なんですが、これについては国の臨時交付金なんですが、きめ細かな臨時交付金を充当して、繰り越しを前提に平成22年度に補正予算を計上したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 5項の住宅費の関係で、確認をしたい。この90万というのは恐らく従来の60万に対する国の補正の30万で、1件だと思うんです。それで、今回のこの予定した方は被災地でなくて、予定どおり事業ができるかどうか、その辺についてわかれば伺います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 相手の方は大ヶ口1丁目の方で、改修可能ということで今後進めていきたいと思っていました。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり）野崎重太君。

○18番（野崎重太君） この消防費、厚生の方で聞こうかなと思っていましたけれども厚生の方に項がないので、消防ということでちょっとお伺いしてもいいですか、議長さん。

○議長（阿部六平君） はい。

○18番（野崎重太君） いいですか、はい。

とんでもない大震災によりまして、この消防団の方も1分団、2分団、4分団、5分団すべていろいろな被害を受けているわけでございます。特に1分団はこの目の前、そして2分団は大須賀、3分団は松ノ下とそういう関係があるんですけれども。実際的にこの消防団で今、生き残っているのは4分団、5分団なんですけれども、ただ、1分団の2部は全壊的なそういう状況下にあるようだから、はたしてこれからの活動はどうなるのかなど。そういうふう考えたときに、源水、大ヶ口にはもちろん松ノ下の分団があるんですけれども、あの辺が一番今までも面積が広い割には消防団の確保がなかなか難しいという、そういう状況がありました。だから思い切ってこの際、臨時的にでも結構でございますけれども、消防団の例えば2部でも3部でもどれでも合体でもいいですけれども、あの辺を見回せるような消防団の団づくりを少しでも考えておいたらどうでしょうか。逆に金沢の奥の方から来るよりも、こっちから上げてやった方が少しでもい

いんじゃないかなと。1分団の1部はもうこの桜木町があるからそれはそれでいいですけども、あの辺、今、大須賀のその辺がなくなったものだから。その辺のところをもう少し考えて、消防団活動もその辺のところにも重点を置きながらやったらいかがでしょうか。考え方をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 消防防災課長。

○消防防災課長（佐々 毅君） 野崎議員がおっしゃるとおりでございます、現在町方の消防団は屯所がほとんど被災している、使えないということで、消防団の編成も含めましてこれから消防団本部と協議しながら、その辺を考えていきたいと思っております。（「よろしくどうぞ」の声あり）

○議長（阿部六平君） 及川 伸君。

○6番（及川 伸君） 1項の総務管理費の地域情報通信基盤事業……。

○議長（阿部六平君） まだいっていない。（「ああそうか、ごめんなさい」の声あり）（「進行」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

○

日程第2 報告第2号 事故繰越し計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第2、報告第2号事故繰越し計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤館和彦君） それでは、報告第2号事故繰越し計算書について説明いたします。

地方自治法施行令第150条3項の規定により、平成22年度事故繰越し繰越し計算書を次のように報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

今回の事故繰越しに関しては、津波の被害により被災したものでございます。整備したものが流されそれからうちの方の書類が流失している、その他請負業者も被災した、そういった事情で事業が完了しなかったもので繰越しとなっております。

平成22年度大槌町一般会計事故繰越し繰越し計算書。

2款総務費1項総務管理費、地域情報通信基盤整備推進事業、翌年度繰越し額5億1,364万6,000円。これについては、津波によって事業内容精査ということなんです、

その整備したものが流失しているので事業完了検査ができなかったという状況でございます。

4 款衛生費 2 項清掃費、清掃事業所施設改修事業、翌年度繰越額697万3,000円。これは、津波によって業者が被災している、そういった状況です。といったことで工期を延長せざるを得なかったという状況になっているものであります。

次が、同じくパッカー車購入事業、2,646万円。これについては、津波によってその契約相手方が行方不明になったといった状況でございますので、契約を解除して、契約の相手方を変更してございます。そういった事情でございます。

7 款商工費 1 項商工費、歓迎看板改修事業、翌年度繰越額396万6,000円。これについては、津波によって業者の方が被災したという状況で、工期を延長するものでございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料、翌年度繰越額320万9,000円。これについても、津波被害を受けたということで業務内容精査のための繰り越しになってございます。

同じく町道田屋線道路改良工事、翌年度繰越額538万3,000円。これについても業者の方が被災したということで、未完成という部分になってございます。

同じく小鍬線道路改良工事、翌年度繰越額1,200万円。これについても業者の方が被災したということで、延長になってございます。

5 項住宅費、新港町住宅屋根改修工事、翌年度繰越額105万円。これについては、住宅資材が流失しているといったことで、出稿精査に時間を要したという状況でございます。

同じく望洋が丘町営住宅排水設備工事、翌年度繰越額548万1,000円。これについても業者の方が被災したという状況でございます。

10 款教育費 4 項社会教育費、中山分館屋根改修工事、翌年度繰越額180万6,000円。同じくこれも業者の方が被災したという状況になってございます。

翌年度繰越額の合計で5億7,997万4,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

及川 伸君。

○6 番（及川 伸君） 先ほどは失礼しました。

1 項の総務管理費、地域情報通信基盤整備事業、5 億何がしなんですけど、これは被災前は恐らく100%に近い事業完了ということで、旧施設から各組合は新しい施設への切りかえをやってデジタル放送が見られる状態になっていたかと思いますが、その後被災されて見られなくなってすぐにまた旧施設に切りかえて、今見ている状況だと思いますが、その被災の被害はどういう状況なのかというのがまず一つと、それから今現状でどのくらいの世帯がテレビが見られない状況が続いているのかというところをご説明いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） I T C 事業ということで22年度実施して、もう少しで始まるうとするところでした。試験放送ということがもう始まっていたんですが、全体とすれば金沢、小鎚方面の線が残っていると、光ファイバーの。全体的なつくりとすれば、まだ明確な被害状況についての調査はできておりません。テレビ難視聴ということで、今見られない方々は大体200ぐらいと、先般お話しした時に調べましたらば、197世帯ぐらいが見られない状況があります。見られないところは、沢山テレビ共同受信施設組合、沢山団地テレビ共同受信組合、赤浜テレビ共同受信組合、そして浪板テレビ共同受信組合といった四つになります。それぞれこれから、沢山テレビ共同受信組合については6月中にNHKが改修工事を実施するという連絡をいただいております。また、沢山団地については沢山テレビ共同受信組合と接続になっていますので、テレビが見られるようになればおのずと沢山団地も見られるようになります。赤浜テレビ共同受信組合については衛生パラボラアンテナを設置して対応しようということで、今進めております。また浪板テレビ共同受信組合については、やはり復旧工事ということで6月中には残っている世帯の受信が可能だということで、今、準備を進めているところです。

以上です。

○議長（阿部六平君） 及川 伸君。

○6 番（及川 伸君） 沢山地区、それから沢山団地に関しましては、家が近いものから私の方でも要望書という形で、早くテレビを見たいという要望が早くから来ておったわけでありまして、震災からもう3カ月が過ぎていまだにその民放各波が見られていないということを聞くと、やはりテレビというのはライフラインの大きな一つだと思いますし、有事の際にはやはり情報の確保ということでは重要な情報源になると思います。これは3カ月放っておいたということですから、事実、こういった点はやはり危機管理

体制、危機管理というところがまだまだ甘いのかなということが言えるんじゃないかなと思いますが、この辺のご感想を副町長からひとつ伺いたい。

それから、今回のICT計画のほかに赤浜、それから浪板地区でも一部放送がされていないというようなところもあるようですが、こういったところは今回のICT事業と関係ないので順次工事ができて見られる状態ができたんじゃないのかというふうに思うんですが、その点についてご意見を伺います。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） 今、及川議員おっしゃるとおり、そういった部分では一番うちの中にいて情報源がテレビでございます。少々各間、各層にわたって甚大な被害がありまして、避難されている方を中心に緊急救助というような形で進んできた中で、テレビ関係のものが見られないところがあるというあたりは申しわけないと思っておりますが、今、総務課長が申し上げておりますとおり速やかにこれが回復するように、またほかの地域でもそういったふうに回復するように今後努力をすべきだと考えております。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） ご指摘の赤浜、浪板については、有線以外にも見られないことであればきちんと確認をしながら対応をしてまいります。

今、副町長が申し上げたとおり、テレビについては及川議員の方から再三そういう話があつて、NHKとかいろいろと話はしたんですが、3カ月までこういう形に至って大変申しわけないと思っております。

○議長（阿部六平君） 及川 伸君。

○6番（及川 伸君） 所有権の問題があると思うんですよ。それで事業完了したのに関して、100%事業が完了しているのであれば、これは当初の予算どおりもう払ってしまって、事業の受け渡しを当局はして、町の財産にした上で補償なり修理なりをして早い時期にやはり見せることができたんじゃないのかなと私は思うんですが、今後もこういう事業が起こると思いますので、そういうところは認識をきちんと持って対応を早くやっていただきたいということを要望して終わります。

○議長（阿部六平君） 赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） 8款土木費、道路橋梁費の橋梁長寿命化修繕計画についてちょっと伺います。以前、町内には百三十数カ所の橋があるということをお伺いして

のうち大体築40年前後の橋が多くなって老朽化していると、危険度も増してきているので調査してもらいたい。そうしたら、15メートル以上の橋が38本だか、ちょっと忘れたんですがそのぐらいだと思っておりますが今回の震災によってどのぐらいの橋が被害を受けているのか、その数字を教えてください。大小、15メートル以下、15メートル以上でわかるのであればその辺も教えてください。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 平成22年度に実施しておりましたこの業務委託なんですが、35橋です。それで15メートル以上。それで中身は修繕計画とか概算工事費、あと専門家の意見を聞いた上で成果品が上がる予定だったんですけれども、一応専門家の意見は1回聞いたきりで、2回目を聞こうとしたとき被災したということで、それらの成果はまだ残っている状況です。中身にして安渡橋は落ちたし、大槌大橋、名前は忘れましたがけれども病院のところの橋、あそこも若干傷んでいます、橋台が。傷つけられて鉄筋が見えているところもあります。あとその他、橋もほとんど動いてはいませんが、橋の前後、道路のつけ根が下がったりしているところもありますし、あと橋のつなぎ目がちょっとずれたりしたところも何橋かあります。以上です。

○議長（阿部六平君） 赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） そうすると、トンネルの場合は山を越えるということがあるんだけれども橋が崩壊したら、あるいは壊れた場合には～なので、前回のそういう計画にさらに今回の震災を受けたことよっての調査あるいは費用がそれだけかかるということによろしいんですか。（「はい」の声あり）はい。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 先ほどの及川議員に情報整備に関連しますけれども。端的に言って応急仮設住宅について言えば、いわゆる難視聴地域がないのかどうかという問題と、それからあと加えて固定電話をご本人が希望すれば簡易に設置できる地域がありますけれども、その辺の状況はどうなっているか伺います。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今のご質問ですが、難視聴関係ではございます、やはり仮設住宅においては。ですから、その部分については共聴と一緒にやろうと。組合がありますので、その線を引っ張って見るという対応になると考えられます。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 電話については、個人 で申し込めば設置可能です。

（「了解」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終わります。

○

日程第3 議案第34号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第34号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨にかんがみ、この際討論を終結し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第34号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番芳賀陽一君、11番赤崎幾哉君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（阿部六平君） 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(点呼、投票)

○議長(阿部六平君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の10番芳賀陽一君、11番赤崎幾哉君の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長(阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(赤崎仁一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 14 票

有効投票 14 票

有効投票中

賛 成 14 票

反 対 0 票

以上です。

○議長(阿部六平君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

○

日程第4 議案第35号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部六平君) 日程第4、議案第35号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長(澤舘完成君) 議案第35号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですけれども、平成23年度地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い改正するものであります。東日本大震災による地方税関係の救済措置が講じられるという理由により改正するものであります。

新旧対照表において説明いたします。

第29条では、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例といたしまして、住宅や家財等に生じた損失について、その損失額が平成22年度分の総所得金額から雑損控除を受けられるように改正され、今回の地震による損失につきましては平成22年度分又は23年度分のいずれかの年分を選択し、雑損控除が受けられるとしたものであります。

第30条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例といたしまして、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた納税義務者の住宅が大震災により居住の用に供することができなくなった場合、控除対象期間の残りの期間についても引き続き税額控除の適用を受けられるとしたものであります。

第31条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について定めたものであります。平成23年1月1日現在住宅用地の特例を受けていた土地で、大震災によって居住の用に供する家屋が滅失又は毀損し、住宅用地として使用できないと町長が認めた場合は、平成24年度から平成33年度までの10年間、当該土地を住宅用地とみなして引き続き住宅用地特例の適用を受けられるとしたものであります。

この条例は公布の日から施行する。ただし、附則30条については平成24年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） このことはわかりますけれども、私は先般釜石税務署に行っているわけの所得税の雑損控除の手続をしまして、いくらでもないけれども、払ったものを還付を受けることになりましたけれども。この手続きについては、いわゆる罹災証明等をもっての窓口申請なのか、それとも役所の方でそういうことを処理するのか。手続きについてはおそらくね、もし自己申請だとすれば相当コマーシャルをしないとそういう控除を受ける方がないと思うので、その辺の手続を。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤館完成君） 現在、3税一緒にとということで、税務署、県税、町税等の特例について協議中であります。大槌町、陸前高田市についてはまだその申告等を受ける時期ではないという判断のもとに、8月以降になる可能性があるということです。これについては町広報誌、それから税務署の広報等で周知するというにしております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第35号、大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第36号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤館和彦君） それでは、議案第36号工事請負契約の締結について説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、沢山地区がれき集積場整備工事。

2、契約の方法、随意契約。これにつきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、災害等の緊急の必要により随意契約するものであります。

3、契約の金額、5億7,750万円。

4、契約の相手方、大槌町大槌第22地割字下野216番、松村建設株式会社、代表取締役社長 天満昭広氏でございます。

次のページをお願いいたします。

資料といたしまして、1、見積りの年月日、平成23年6月3日、2、見積書徴収業者、松村建設株式会社、3、契約の経緯なのですが、これにつきましては民有地のがれき撤去業務等委託と同様に5月31日付で岩手県建設業協会釜石支部長に対しまして、契約相手方の代表1社を推薦するよう要請してございます。これによって推薦されたものでございます。

ただし、この工事に関しましては、松村建設を代表会社にいたしまして町内の土木業者の連合により共同で施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 中身をもうちょっと詳しく聞きたいんだけど。金額が金額だから。集積場はどのようなことでどんなものかと、あと、何年ぐらいかかるのかと、あと地元の業者って何社ぐらい。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） まず年数ですが、3年をめどにその場所に集積したいと思っていました。すみません、処理の方なのですが、それは3年。そして実際あそこに運ぶのは、10月20日ころまで運び入れたいということを考えています。それから業者の方なのですが、今現在大槌町は6社になります。あと花巻市の業者、遠野市の業者、竹中工務店さん等で、計9社になります。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 地元の業者といえば6社ということでちょっと少ない。被災した、亡くなった方もあると思うんだけど、地元の業者を特別にというようなみんなの意見なんだけれども。もっとあるのではないかという気がするけれども、どのような方法でやるかは別としても、地域の建設業者の人たちもれなく来てもらうようにして。3年間だと言っているんだけど、あそこに運ぶのが10月までと。それから仕分けするわけだ。ところが、あその沢山地区のあれをそのまま積んだ状態の中で仕分けしていくのか、それとも何か国道から見えないように何かで塀をするのか、その辺をお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 先日の臨時議会でも説明したんですが、まずへどろをと

りまして、その上に遮水シートを、ベントナイト系の遮水シートを敷いて、そしてその下にごんずり、そして次に碎石、クラッシャーランを敷いて、そしてあとは目かくし用のフェンスで囲む予定でいます。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） それで、その集積するがれき、これは全町、全部なの、あそこは。例えば吉里吉里からも持ってくるのかということ。町内だけけれども。その辺はどうなっているか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今の時点では町内の分、あと各地結構五、六カ所に今仮置き場でやっていますけれども、それはその場所で分別処分等をしたいと考えています。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第36号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第37号 岩手県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第37号岩手県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） 議案第37号の岩手県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を本年9月25日をもって岩手県町村総合事務組合から脱退させることの協議に関し、議会の議決を求めるものです。

藤沢町の脱退後の組織は33市町村、1事務組合、3広域連合となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第37号岩手県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第38号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第38号岩手県町自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） 議案第38号の岩手県町自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を本年9月25日をもって岩手県自治会館管理組合から脱退させることの協議に関し、議会の議決を求めるものです。

藤沢町の脱退後の組織は33市町村となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第38号岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第39号 岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合の規約の一部

変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第39号岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（中村一弘君） では、議案第39号の岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県後期高齢者医療広域連合から脱退させることの協議及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第291条の1の規定により議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

一部の変更についてご説明いたします。

平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を脱退させることに伴い、関係市町村の長及び議会の議員のうちから1名を選出しております関係から、規約第7条第1項中の広域連合議会の議員の定数を「34人」から「33人」に改め、また、規約第8条第2項中「第118条第1項（公職選挙法第95条の規定を準用する部分を除く）」を「118条」に改め、そして別表第2、2項3中の「第2項」を「第2号」に、誤りにより訂正を行うものであります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第39号岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

11時まで休憩いたします。

休 憩

午前10時45分

○

再 開

午前11時00分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第9 議案第40号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定める
ことについて

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第40号大槌町一般会計補正予算（第2号）を定める
ことについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤館和彦君） それでは、平成23年度一般会計補正予算（第2号）につ
いて説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

9款地方交付税1項違法交付税、補正額8億3,553万2,000円。これについては特別地
方交付税であります。弔慰金等の今回の補正財源として計上したものであります。

12款使用料及び手数料1項使用料、補正額174万円の減でございますが、津波によっ
て被災したことによる創造センター及び生産物直売所等の使用料の減額であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額5億4,889万7,000円の減でございますが、災
害弔慰金の負担金が県から一括で交付されるので、県費に振りかえたことの減額であり
ます。そのほかに新たに小鍬線のり面崩落及び下水道等の災害復旧費負担金を計上して
おります。

2項国庫補助金、補正額23億2,111万円。これについてはがれき処理に係る災害廃棄
物処理事業補助金及び庁舎の浸水関係なんです。市町村行政機能応急復旧補助金等で
ございます。

14款県支出金1項県負担金、補正額29億7,895万2,000円。これについては災害弔慰金
負担金であります。歳出の増額に伴うもの、それから国庫から県費に振りかえたものを

合わせて増でございませう。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額4,000万円。これにつきましては、津波による被災に対するふるさと納税及び復興寄附金であります。

17款繰入金 2 項基金繰入金、補正額20万円の減なんですけう、農地・水保全管理支払交付金の減額に伴うふるさと大槌水と土保全基金繰入金の減額であります。

19款諸収入 4 項雑入、補正額1,010万円。これにつきましては、仮設住宅に係る浄化槽等の電気料等の共益費であります。

20款町債 1 項町債、補正額 3 億8,330万円。これにつきましては、がれきの処理業務に係る災害対策債及び小鉋線のり面崩落、それから下水道等の公共土木施設災害復旧事業債であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。歳出におきましては、各款各項にわたって人事異動、それから退職に伴う人件費の調整を行っておりますので、その説明は省略させていただきます。

1 款議会費 1 項議会費、補正額2,243万4,000円は、地方議会議員年金の廃止に伴う負担金等であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額 2 億925万3,000円は、人件費の調整及び寄附金等のふるさとづくり基金への積み立て並びに庁舎の住基、戸籍を初めとするシステム関係の応急復旧費等でございます。

2 項徴税费、補正額503万1,000円。これにつきましては人件費の調整及び固定資産に係る公図の閲覧システム購入費でございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、補正額777万1,000円の減は、人件費の調整でございます。

4 項選挙費、補正額287万6,000円。これにつきましては県知事、県議会議員選挙費及び町長選挙費であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額1,735万2,000円の減。これにつきましては人件費の調整であります。

3 項災害救助費、補正額29億1,645万2,000円。これにつきましては災害弔慰金、埋火葬委託料、仮庁舎等の賃借料、それから被災住宅応急修理工事等の災害救助費であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額426万9,000円の減は、人件費の調整及び仮設の保健センター設備工事費等であります。

2 項清掃費、補正額25億7,425万9,000円。これにつきましては、集積がれきの処分業務委託料及び廃棄自動車運搬業務委託料等であります。

5 款労働費 1 項労働諸費、補正額500万円。これにつきましては、雇用調整助成金の増額であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額873万5,000円の減は、人件費の調整及び創造センター等の管理費の減額であります。

2 項林業費、補正額907万6,000円の減は、人件費の調整であります。

3 ページをお願いいたします。

3 項水産業費、補正額882万2,000円の減は、人件費の調整であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額1,558万円は、中小企業等の仮設店舗の設置に係る用地造成費及び用地借上等であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額772万6,000円。これについては、人件費の調整でございます。

2 項道路橋梁費、補正額800万円。これにつきましては、町道維持修繕業務及び地盤沈下量等調査業務委託料でございます。

3 項河川費、補正額200万円。これにつきましては、河川維持修繕業務委託料であります。

3 項住宅費、補正額1,560万円。これにつきましては、仮設住宅に係る浄化槽電気料及び大ケロ 2 丁目町営住宅修繕料等であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額1,487万1,000円は、人件費の調整及び私立幼稚園事業補助金であります。

2 項小学校費、補正額32万1,000円。これにつきましては、児童に係る安全互助会負担金等であります。

3 項中学校費、補正額846万8,000円の減。これにつきましては、人件費の調整及び生徒に係る安全互助会負担金等であります。

4 項社会教育費、補正額1,491万2,000円の減は、人件費の調整であります。

5 項保健体育費、補正額680万6,000円。これにつきましても人件費の調整であります。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、補正額200万円。これにつきましては、震災による林道災害の測量設計業務委託料であります。

2 項土木施設災害復旧費、補正額 3 億480万5,000円。これにつきましては、小鍬線の

り面崩落及び公共、漁排の下水道施設等の災害復旧費であります。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正、追加。

集積がれき中間処理及び最終処分業務委託、期間平成24年度から平成25年度、限度額50億円。

小中学校仮設校舎賃借料、平成24年度から平成25年度、限度額2億5,804万8,000円。

これにつきましては、集積がれきの処理に関しましては県に委託し、分別から最終処分まで、平成25年度までの3カ年で約75億円の事業となります。当年度分を除いた後年度2カ年分の債務負担であります。

小中学校仮設校舎賃借料につきましては、今年度途中から24カ月の賃借料であります。25年度途中までとなりますが、同じく今年度分を除いた後年度期間の債務負担であります。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正、追加。

記載の目的、公共土木施設災害復旧事業、限度額2,990万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率年5%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利息に借り換えることができる。

公共下水道施設災害復旧事業2,950万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

漁業集落排水処理施設災害復旧事業3,100万円、道路啓開復旧事業980万円。

公共土木施設災害復旧に関しましては、町道小槌線のり面崩落に係るものでございます。そのほかは公共、魚排の下水道施設災害復旧事業、それから町道のがれき除去に係る道路啓開事業の地方債の追加であります。

6ページをお願いいたします。

変更。

起債の目的、災害対策事業、補正前限度額3億9,850万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。補正後限度額6億8,160万円。集積がれきの中間

処理及び最終処分業務委託料に係る災害対策債の増額変更でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

4 ページ、第 2 表債務負担行為補正、追加。

野崎重太君。

○18番（野崎重太君） 小中学校仮設校舎賃借料 2 億 5,800 万、これは別にどうのこうのではないんですけれども、柵内地区に土地を借りるということで、その土地の借り上げ料はこの中に入っているのか、それともこれはあくまでも仮校舎なのか、その辺のところをお伺いします。また、例えば土地が入ってからは坪どのぐらいで、まあどのぐらいでどうなのかなあとと思って。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） お答えします。この中には賃借料は入っておりません。

（「土地は入っていない」の声あり）はい。

○議長（阿部六平君） 進行します。芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 今、野崎議員への説明で、ちょっと理解できないけれど、もう少し声を高くはっきりしゃべってください。

土地の賃借料が入っていないということだから、後でそれが入るのかどうなのかということを知りやすく説明すれば、あとだれも聞かないんだけど。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） すみません。まだちょっとこの柵内地区も一応候補地ということで、今、若干こちらの方でもさまざまご父兄さんの方から不安要素もあって調査中で、その辺を調査して精査して、そして本当にここが適地であるかということで初めて設置場所になるものですから。それは少し、まだちょっと時間があれですけれども、となればそういった借上料というのは発生して正式にそういった部分、進めたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○12番（後藤高明君） 関連。柵内地区ということで、いろいろ、ほこりの問題、後藤採鉱所のほこりの問題、あと騒音の問題、いろいろ聞こえてくるんです。それで、例えばそういう住民ないし父母から小野田セメントなんか電話をかけられたり何かしたら後藤採鉱所にとっても迷惑になるし。こういうご時世ですから、後藤採鉱所の協力も得な

ければならないわけですから、その辺をどうやっているのかなと思って心配しているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君）。

○教育長（伊藤正治君） 今、後藤議員がお話しになったのは全くそのとおりでございまして、そこのところについて精査、詰めておりますので。やはり事業所があつて我々が後から行くものですので、我々ができる対策が、これこれの対策がとれますということではお示しはしております。ただ、今お話にあつたように父兄であるとかどこからか、例えば監督官庁にここではやはり大変だと、やはり騒音が大変だというような情報なりそういうものが監督官庁にいったときに、監督官庁がまた事業所に特別な措置、施設等の改善を求めれば事業所も経営上大変な出費といいますか、そういうことで今後企業の経営の健全化ということにつきましてやはり大変困難をしていただくと。そういうところもあわせながら今、精査しております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○12番（後藤高明君） そういう適当な用地がないがために、いろいろ二転三転しているのはわかります。いずれ余り時間をかけられる問題でもないと思いますので、やはり教育委員会は思い切って安全というか、住民の納得いくような場所を選定して、一刻も早く工事に取りかかるようお願いして終わります。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○1番（東梅康悦君） 後藤議員に関連します。この間、保護者が集まって吉里吉里の中学校の体育館で説明がありました。私も出席しました。その中では北小はだめだというのがまず保護者の大多数の意見でありました。その中で提示されたのがかねざわとこの柵内地区であります。柵内地区に関しましては、保護者の大多数の方がまず浸水の恐れがないということで消極的な賛成だったと思います。今回この柵内地区もちょっとうまくないよとなれば、第三の土地をまた探すという考えなのかどうか、その辺。もしくは、また柵内がだめだから北小にしましょうやという話になるのか、その辺がどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（阿部六平君）。

○教育長（伊藤正治君） 今、後藤議員にもお答えしましたけれども、精査していくうちにいろいろな要素が出てまいりました。一つは交通の問題でございます。説明会の時どうなんだというのもありまして調査しましたら、現時点で7時から8時の間に金沢方

面から上がってくる車、向こうに向かう車が800台近い交通量です。その車だけで1分間に11台、5秒間に1台の車が通ります。ということで、スクールバスの安全運行を初め子供たちの通学の場合の安全ということで、大変当初予想できなかったような問題が発生しております。今後も和野地区、恵水構地区の仮設住宅に入居が終わりますとさらに交通量がふえるだろうと。そういったことで、今お話があったように今後さらに精査をしていって、やはり無理だろうということであれば残っている町有地、民有地はもうありませんので町有地の残っている場所で適地を考え、速やかな工事着工にこぎつけたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 教育長、あれから1カ月だものね。何だかんだともう16日に着工して1カ月になるんです。スピード感を持ってやらなきゃならない。教育委員会もみんな一生懸命やっている、何も追求するのではないんだけど、やはり当初教民常任委員会をやったときにそれらのボールを投げて、そして教育長も入ったり学務課長が入ってねって、いろいろな案を出せばもっとスピード感を持ってやれたのかなと。そこが当局の悪いところだがね。だから津波で悪いところは全部リセットしていい方向でやらなければ、このままでいったらば二学期もまた吉里吉里に行かなきゃならないような状態になるんじゃないかと。はっきり言って。だから、父兄は100%いいということはないんです、保護者会の父兄は。それを全部取り上げたら何もならない。ただ今の場所が交通量の問題、ほこりの、防音の問題、さまざま出てくれば適しているのかなと思いつつも、やむを得ない場合もあるし。逆に、これは前に聞いたときに、仮設住宅は浸水のところにはだめで仮設校舎はなぜいいのと聞いたときは特例なような話もしていたんだけど、そうであるならば、どこもない、そっちもだめだったら、今の中学校のあそこの方が安渡小学校より少しでも安全なのかなというところも、まあ参考までにだよ。まず参考までに。ただそうだが、できれば早く、スピード感を持ってやってもらわないと、このままだと夏休みまでに決まらないよ。夏休みに着工で9月までとそういうような無責任なことではなく、責任を持った、はいたツバを飲みこまないような状態の中で努力していただきたいと思います。要望です。

○議長（阿部六平君） 及川 伸君。

○6番（及川 伸君） 参考までにちょっとお尋ねしておきますが、先般特別委員会の方で避難所まわりをしたときに出了話なんですが、北小のあの仮設の校舎を建てるところ、

した跡がありますが、そこで仮設店舗、商業店舗ができないのか。あるいは地元業者の仮設事務所の立地はできないのかというようなことを聞かれたんですが、この辺はどうかというのがまず一つと、それから造成に当たっては工事をしたわけですが、その工事費はどのぐらいかかっているのかという2点をお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） その件につきましては事前にお話を伺っておりました。ただ仮設店舗につきましては中小機構さんの方で最終的な選定をされることとなりますので、内容については後で説明したいと思っております。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） その造成の分ですけれども、大体 四、五百万ぐらいかかっています。

○議長（阿部六平君） （「今度は別なのいいですか」「いや、まだ終わっていない」「いいですか、災害復旧について」の声あり）まだ。

○10番（芳賀陽一君） 今、四、五百万ぐらいかかったと、それは失敗に終わっているんですけども、大きいんだよ、この金額は。判断の誤りで何千万、何億という金が、国からもらうんだからいいとかそんなものじゃないの。自分のふところから出すならどうなんだろうかということ考えた中でやはり業務をやらしてもらわないと、大変ですよ。災害だから何でもかんでも一つにしておうおうというようなやり方をしているのは、役場、大槌町はパンクするよ。そうでなくても震災だったから。だからそこをひとつ頼みますよ、真剣に。お願いします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「進行」の声あり）

進行します。

5ページ、第3表地方債補正、追加。（「進行」の声あり）

進行します。

6ページ、変更。

進行します。

9ページ、歳入、第9款地方交付税1項地方交付税。（「進行」の声あり）

進行します。

12款使用料及び手数料1項使用料。（「進行」の声あり）

進行します。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金。（「進行」の声あり）

進行します。

2 項国庫補助金。（「進行」の声あり）

進行します。

14款県支出金 1 項県負担金。

東梅康悦君。

- 1 番（東梅康悦君） 本来であれば歳出の方で聞きたかったんですけども、項目で3回ということで歳入の方で聞かせていただきます。

行政報告書の中にもありましたけれども、この被害認定再調査が28件あったという報告でありました。そしてその再調査の結果がどうなったのか。そしてまたその再調査を依頼した住民と、早い話、話し合いがついたのかどうか、その辺をお聞きしたいと思えます。

- 議長（阿部六平君） 税務会計課長。

- 税務会計課長（澤館完成君） 今のご質問ですが、詳しい資料を今ここには持ってきていないんですけども、再調査は28件ぐらい実施しております。この中で、大半については第1回目の調査結果と同様の結果が出ております。それからそれでも不服ということで、2件ぐらいについては第3回の調査も実施しております。その結果、項目ごとにポイント制で調査した結果ですが、1回目の結果と同様の結果が出ております。これについては本人さんの方に納得していただけるようにということで説明して、理解を得たいというふうに考えています。

- 議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

- 1 番（東梅康悦君） わかりました。

この調査というのはあらかじめ国の方から何か書類等があつて、それに準じてまずやっていると理解しております。こんな仕事は今までやったことがないので、いろいろ職員の方々には大変なことだと思えますけれども、例えば国の通達によって各市町村がやっているわけですけども、その各市町村の間で、例えばちょっとしたところが、片やあちらの町村では全壊だとか、片やこっちの方が大規模半壊だとかというのを被災者同士お互い情報の交換をしながらやっていると思うんです。あるいは町内においても被災者同士が情報の交換をしながら、ちょっと専門的じゃないんですけどもそういうことも考えられますので、その辺のところは今後まずいろいろ出てくると思えますの

で、ちゃんとした対応をとっていると思いますけれども、改めてまずお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君）（「進行」の声あり）進行します。

10ページ、16款寄附金1項寄附金。

17款繰入金2項基金繰入金。

19款諸収入4項雑入。

進行します。

20款町債1項町債。（「進行」の声あり）

11ページ、3歳出。

1款議会費1項議会費。

阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 会議録作成業務委託料がありますけれども、それとの関連で。非公式に事務局と懇談しましたけれども、いずれ議事録は一部残っていると、回復可能だという、過去の。その辺の事情を、一切合財まあ私昨日引退表明でしたけれども、自分が過去に議論したものが一切ないとすれば、さびしい限りでね、言ってみれば。可能な限りでやはり将来、将来に残る議論をしたかどうかは別にしても、議事録はやはり大切にしてほしいと。そういう面で現状がどうであるのか、その辺の関係。きょう以降、昨日以降はテープが残っているから恐らく残るんでしょうけれども。また災害にあわなければ。そういうことでその現状について伺います。

○議長（阿部六平君） 事務局長。

○事務局長（赤崎仁一君） 議事録につきましては、実際に事務局にある議事録は全部流失しております。流れました。それで、東北議事録センター、仙台の議事録センターなんですけれども、そこには平成18年度から委託しておりました。それで、その中ではうちの方で予算が限られておりますが、例えば今の定例会が年4回あるわけですけれども、そのうちの半分ぐらいは議事録センターに平成18年度からの分があります。あと企業さんにはない分は議会事務局の方で独自に作成しておりましたので、その分の会議録につきましては流れております。したがって、全部あるというわけじゃなくて、平成18年度からその予算に見合った分、例えば4回の定例会のうちの2回分とか、その辺については議事録センターの方から用立ててもらおうというふうになります。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） みたいで。あと一つは、正規の議事録でなくても、過去何年か前から議会報を発行しておりますね。私は一切流されましたけれども、恐らく個人宅あるいは役所の中でも丁寧に、町の広報を含めて議会報を保存している方があれば。そういうものでも、完璧な議事録ではないけれども議会報をたどれば当時こういう議論がされたということが残るわけですね。それが恐らく役所の中でも そういうことをできるし、それから釜石図書館に行けば、今は廃刊になっていますけれども過去の東梅新聞等は、議事録ではないけれどもどういう議論がされたということは出ている場合もあるし。そういう面で、最終的にはやはり何かの形を残すという努力を、個人でもできることはありますけれども限界があるということで、そういうことで、過去の議会の歴史ともかかわってきますのでその辺の努力を、これは議長もありますけれども、何とか形を残してほしいと、残すべきだと思うんですが、その辺について伺います。

○議長（阿部六平君） 事務局長。

○事務局長（赤崎仁一君） 今、町村議長会の方に、毎月議会報を発行すれば寄贈しているわけなんです。それで一応町村議長会さんの方には話をして、それは譲ってもらうようお願いしていました。それでそういうものを参考にしてできるだけ作成していきたいなと思っております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○18番（野崎重太君） 共済費、我々のことでちょっと聞きづらいところもあるけれども、引退する人もあるということだから、あえて私が聞いておきますけれども。これは年金、一時金、その関係だと思えますけれども、このお金は。例えば12年勤めれば年金はつくというふうに法定化されておりますけれども、12年勤めないで3期とはいいながら途中でこの6月ということでやめていくような格好は一時金ということで支払うそうでありましてけれども、その一時金というのは現職の議員を続けていてもそれは一時金が出てくるのか、それとも現職を続けているとやめたとき、引退したときに出てくるのか、その辺のところをお伺いしたい。年金は年金、それは現職中はずつかない、引退すればつくというのはわかりますけれども、この今の一時金そのものはたして今、実際的に納めるのはやめるんですけれども、それが一時帰ってくるのか、それとも現職中はずつかない、引退してからつくのかというその辺のところを伺います。

○議長（阿部六平君） 事務局長。

○事務局長（赤崎仁一君） これは、地方議会の議員の年金でございます。それで、6月

時点で議員年金が廃止になりました。それで、まだ皆さん任期が8月31日までであるんですけれども、6月1日時点で3期満たしている方は一時金も選択できますし、あと退職年金も選択できます。あと3期満たさない方は一時金のみですよということになります。それで、清算につきましては任期が8月31日までですので、その際に一時金は支払われるという形です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 2款総務費1項総務管理費。

進行します。

及川 伸君。

○6番（及川 伸君） まず1目の一般管理費ですが、大槌町震災復興計画策定委員会報酬とありますが、この間1回目の会議が行われて、全会一致で今回の委員会は無報酬でやるというようなことをみんなです承したわけなんです、この点は予算化されていますが、どうなっているのか。そこの整合性。

それから、15目の情報化推進費というところで、先ほどの私が質問した内容と関連しますが、岩手県、宮城県、福島県はデジタル化が1年延長されたということでこれはこれとして、ICT事業のこれからの方向性を当局はこれからどのように完結していくのか。やらないのか、それともこれをまたつなげて完結してやっていこうとされるのか、その点についてお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） まず1点目の報酬の部分ですが、これはどこまでも災害対策復興計画ということになりますので、9月から始まる部分ということで計上はしております。ですから準備委員会の部分は計上をされておられません。ただ、この部分は先ほど申しました経過の中であれば、こういう時期ですからこの部分はどうかという部分になりますけれども、一応9月以降の、9月に入ってすぐという部分で一応復興計画の策定ということ、準備ではなく策定ということで計上しています。ちなみに、15名で5回ほどの開催を、3,000円ですけれども、計画しております。

また、ICT事業につきましては、実は各組合、12組合あるんですが、廃止届をもう出しておまして、それが本来ならば4月1日で施行されるはずだったんですが、こういう状況になりましたので、一応廃止というものですから、ICT事業についてはもう一度実施する必要があるだろうと。ただし、こういう状況の中で各組合とも話をしながらこのICT事業のあり方については検討する必要があるだろうと考えております。

○議長（阿部六平君）（「進行」の声あり）2款総務費2項徴税費。（「進行」の声あり）

3項戸籍住民基本台帳費。（「進行」の声あり）

4項選挙費。

赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君）けさの新聞紙上には、町長選に2名の方が出馬なさるということが大きく取り上げられておりました。避難所でも皆さんといろいろな話をされていて、現在町長代理をなさっている東梅副町長はいかがなんでしょうかなというお話がありました。きのうのこの会議でも同僚議員の質問に答えられておりました。前向きに検討したいと。その前向きに検討したいというのは、出馬というふうに受け取ってよろしいのかどうか。

○議長（阿部六平君）副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君）前向きに検討したい、その一言でございます。

○議長（阿部六平君）（「進行」の声あり）進行します。

3款民生費1項社会福祉費。

3項災害救助費。

東梅康悦君。

○1番（東梅康悦君）ここにまず仮設住宅土地借上料と、工事請負費の中の被災住宅応急修理工事というのが載っていますけれども、まず仮設住宅の土地借上料に関しましては対象面積と対象坪単価を教えてください。そしてまた、この応急修理工事の関係は災害救助法に基づく応急修理だと思うんですけども、もしそうなのであれば、この事業、今、花輪田とか桜木町、大ケロ方面で浸水した家屋がかなりリフォームされていると思うんです。リフォームされている方がこの工事をわかっているのかわかっていないのかというところだったんです。義援金の50万、100万、25万という関係は皆さん知っていると思うんですけども、この52万というのはどうも浸透していないんじゃないかというところが考えられます。それでまずその辺の周知のやり方をどのように考えているのか教えてください。

○議長（阿部六平君）地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君）まず仮設住宅の土地借上料なんですけど、これについては固定資産税の評価額を0.7で割り戻して、今現在契約中なんですけど、その例えば現況

地目が田んぼとか畑、それに5%を掛けたり6%を掛けたりしてやっております。それで、今の時点では用地測量も盛んにやっています、とりあえず単価契約としまして面積が確定次第請求書をいただくというやり方を考えております。それで、一応件数なんですけれども、全部で43カ所の民有地をやっています、今その測量等を実施中です。対象者は101人分になります。

それから応急修理なんです、今現在申し込みされているのが90件ほどあります。実際はもう避難所等でなくそういう水際の方々に支払うものなんですけれども、ほとんどの方がご存じ、要するに大工さんが結構営業に回っているようで、ほぼ皆さんが承知しているものと考えております。（「了解です」の声あり）

○議長（阿部六平君） 赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） 一つページを前に13ページですが、委託料のところに埋火葬委託料3,100万が計上されておりますが、この内容についてご説明願います。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） お答えします。これにつきましては4月分と5月分ということで計上しております、4月分につきましては県外、県内も1件ありますけれども町外の火葬場の方に火葬を委託したのがありまして、件数でいきますと身元不明の遺体につきましては140件で実績ですけれども、これは1,022万4,852円となっております。またあと判明したご遺体がありますけれども、これにつきましては町外で火葬になった方々につきましては58件で870万、あと判明した方で町内の火葬場で対応したものににつきましては48件、これが127万2,835円となって、4月分にしまして2,019万7,687円となっております。また5月分ですけれども、これは推計で出してございまして、身元不明のご遺体につきましては140件有償で、700万、あと判明者、町外の方で火葬になりますけれども、これにつきましては50件の130万、あと町内での判明遺体の負担としまして260万の100件で計上して1,090万、総トータルで3,109万8,000円となっております。

○議長（阿部六平君） 赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） 非常に遺族の方の立場で、火葬する場所をあちこち奔走していろいろところで火葬をしていたという話は聞いていました。今、内容が多いからわからないんですが、市町村ごとによって、あるいは県外によって火葬料というのは違っているというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 市町村によって火葬料等は料金的に違っております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○1番（東梅康悦君） 仮設住宅の関係でもう一度お聞きいたします。今回の仮設住宅は齊の方にかなり広がっております。農地であるけど休耕田等を主に使われております。ただその休耕田の周囲にも営農している方々がいるわけです。そういう方々は大地震でこういうふうな町の状況ですので協力的に誘致したと思うんですけれども、ただ、これから心配されることは、私が考えているのは、例えばこれから暑くなったり、そうすると野菜とか水稻に農薬散布等が出てくると思うんです。そうした場合、どうしてもトラブルにならなければいいがなというふうに心配されるわけです。ですので、私はそういう対策をとっていただきたいと思いますし、なおかつ、何人もいるわけではありませんのでその周辺の営農している方々と一度話し合いを持った方がいいと思うんです。そしてその方々の要望を聞いて、また仮設に入った方々、自治会が恐らく出るでしょう。そういう方々の要望を役場を通してやらなければ、絶対個人対個人ですとトラブルのもとになると思いますのでその辺を対応していただきたいんですけれども、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今、東梅議員がおっしゃいましたように、田んぼをやっている方々に対しては近隣、近接に仮設住宅ができるのでいろいろなご迷惑をかけるかもしれないけれどもということで一通り全部まわりました。ただ、今のような農薬等の話は、今後自治会等が立ち上がりましたら農家の方に集まってもらって色々ご相談したいなと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。

4款衛生費1項保健衛生費。

赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） 工事請負費の中に仮設保健センター設備工事というのがございますが、内容を説明願います。

○議長（阿部六平君） 福祉課長。

○福祉課長（瀧澤康司君） お答えいたします。町内で乳幼児の予防接種とか健康診断をする会場がないということで、寺野のふれあい運動公園の一角に、プレハブのユニットハウスを仙台のコマツハウス株式会社というところから無償で借りることができるということになりましたのでそれをふれあい運動公園の一角に設置して、そのユニットハウ

スへの電気及び水道等の設備工事をするという内容でございます。

○議長（阿部六平君） 赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） 稼働しているの。

○議長（阿部六平君） 福祉課長。

○福祉課長（瀧澤康司君） まだ稼働はしていませんけれども、一応使うことはできます。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり）進行します。

2 項衛生費。

5 款労働費 1 項労働諸費。（「進行」の声あり）

6 款農林水産業費 1 項農業費。

赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） 先日の朝日新聞 6 月 12 日に書いてありましたが、血まなこになって水産加工場の用地を見つけたら農業振興地域で、農地転用の指定解除をするのに時間がかかると、こういう記事が載っていました。町ではどういうふうに対応しようとしているのか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 町としましても一応何件か、共同で水産加工業を震災地以外のところで立ち上げたいという相談がありまして、何か所か土地につきましては地権者の方々ともお話をしまして事前の了解を受けました。ただ、前にも臨時議会でも説明したんですが、農振法の除外には最低でも 6 カ月以上かかるということで、その関係で今すぐ稼働したいという企業さんにつきましてはなかなか難しいという感じを受けております。これにつきましては実は国の方にもいろいろ働きかけてございますけれども、まだ具体的な回答は出ておりません。

○議長（阿部六平君） 赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） 東梅副町長が訴えている。やっかいな法律だな、障害にならないよう特別な法律をつくることを含めて対応を考えているというお話でした。課長が今おっしゃったようにまだそういう回答がないということですが、来なければずっと待っているということになるんですか。大変な問題だと思うんです、業者からすれば。どのぐらい待てばいいのか、大体的見通しで。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 農地とともに、実は農地以外の土地につきましても何

件が当たってございます。今そちらの方の土地についても、若干場所とかいろいろ環境等の関係はございますけれども、そちらの方の土地も今、数社の企業の方々には紹介してございます。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり） 進行します。

2 項林業費。

3 項水産業費。

赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） これも先日の6月12日の日報に大きく載っていました。岩手大学では海洋水産分野の研究教育拠点として本県沿岸に開設を予定しているという、第4のサテライト施設という名称になっていましたが、この辺については大槌町、釜石以北というようなことを書いていますので非常に大槌も関連する、手を挙げた方がいいのかなという感じがしますけれども、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） この記事が出た段階で議員おっしゃるとおり釜石以北でございましたので、一応その日に東京大学海洋研究所の先生方とちょっと会合があって、この件について若干話題になりました。ただ、翌日の新聞にもう既に釜石の方で確定という記事が掲載されましたので、市役所の方に確認したところ岩手大学さんの方から釜石の産業育成センター及び前北里大学の施設を活用した方向でということ今検討されているようです。

○議長（阿部六平君） 赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） その産業育成センターなるものは大槌・釜石地域の振興策を練る場所じゃないかなと私は理解しているんですが。釜石、大槌というと水産基幹産業の拠点ですから、この辺はもう少し頑張って東大海洋研もあるわけですから、その辺を……。そういう教育施設にもなるみたいだから、学園都市の方向性も非常に有望かなと思っておりますが、その辺、課長、頑張ってやってください。要望。

○議長（阿部六平君） 7 款商工費 1 項商工費。

進行します。

8 款土木費 1 項土木管理費。（「進行」の声あり）

進行します。

2 項道路橋梁費。（「進行」の声あり）

進行します。

3項河川費。（「進行」の声あり）

5項住宅費。（「進行」の声あり）

10款教育費1項教育総務費。

進行します。

2項小学校費。

3項中学校費。

芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 中学校費のところ、中学校費だけじゃないんだけど、これは。 だけでも、要望的なものだけでも。どこの漁港も今、高潮で大変なんです。これから町が落ち着いてくれば、釣りをする子供たちとかがふえてくると思う。ところが、夜になれば気持ちが悪いんだよ、街灯がないから。だから安渡、赤浜、こまくらもそうかなと思ったけれども、課長、その辺を見て、あそこに事故が起きる前に街灯を海辺の方に、岸壁のあたりに遠くてもいいから継続して街灯があればなあということを一つつ要望します。あと、仮設住宅が建ったことによって子供たちが遅く帰ってくる。高等学校。学校に行くとき、また仮設住宅に行くときも同じなんだけれども、街灯が学校周辺には三つ四つあるんだけど、そこまで行く距離が長いところが無灯なんです。これではこれから夏場にかけて散歩したり何かするとき、特にこのごろ、中にいるよりは散歩ということで散歩する人がふえてきた。とてもいいことだと思うんだけど、防犯対策においてもやはりその辺を見極めて、教育長は学校周辺、水産の方は水産関係で見て早急に、事故が起きないうちに街灯を設置することを要望しておきますが、される前に考えているというならばどうぞ答えてください。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今、寄附が来ていまして、20基ほど、その部分で。やはり町内会懇談会でも避難所周辺が、あと子供たちが、というのがありますので、これは早急に関係各課と調整しながら設置してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 20基といえど20基で終わるのでなくて、20基では足りないんです。30基でも40基でもいいが必要に応じて、これ以上犠牲者を出さないように努力していただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。

及川 伸君。

○6番（及川 伸君） 中学校費、学校全般についてちょっとお尋ねしたいと思いますが。この間ちょっとテレビを見ていたら、避難所生活をしている学生、この人たちが、消灯時間が9時10時というところがほとんどなので勉強する時間がない。受験を抱えている学生たちは非常事態ですね、これは。当然学習量が減れば学力が上がっていかないのはこれは例のとおりで、当局、教育委員会ではその学力を向上させるための対策を考えなきゃいけないと思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今の及川議員のお話のとおり、避難所での学習というのは極めて困難です。中央公民館も一応5時から9時まで学習室はとっておりまして、何人かの子供が、ボランティアもついて学習していますけれども、高校生となると、特に高校生についてはそういう対応がなかなか難しいと。ということで学校と連携をとりまして、一つは夏休み、冬休みの間の補充授業あるいは土曜日の学校の解放指導の時間、そういったこともあわせて今後考えてまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 及川 伸君。

○6番（及川 伸君） 聞くところによると釜石の方は、限定されているのかどうかわかりませんが、NTTがiPadを教育教材としてソフトを中に入れて、暗闇でも勉強できるようなソフトを入れた端末を無料で配っているという話を聞いたことがあるので、もしできればそういうのもちょっと問い合わせてみて、大槌の方にも貸し出しできないのかというようなことを検討されてやってみてはいかがかなと。

それから、あとは図書館なんか釜石はあるので、夜の図書館の解放ということで高校生なんかには独自に課外学習とかそういうものをやらせているところもあるみたいですが、学校によっては、町もそういう場所を確保して、勉強させる機会もやはりつくってやる必要がこれからあるのではないかと。そういう期間が長期化することによってそういう機会も必要じゃないかなと思うんですが、その辺について。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 学校支援もさまざま参っていますので、今後もその支援のあり方としてそういった人材の派遣であるとか学習の方法の改善であるとか、あるいはその場の確保であるとかということに重点を置きながら、支援の内容を変えていきたいと思

っています。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり） 進行します。

5項保健体育費。

後藤高明君。

○12番（後藤高明君） 今回のことに関連してちょっとお聞きしたいことがありますけれども。避難所の父兄から言われたんですけれども、今度高校に入ったので、バスが行っているのに何で高校生は乗せてもらえないのか、そういう質問をされたんです。あした議会でお尋ねするからと。本来歩いていくのが……。ところが今度は何か、安渡、赤浜の方には自転車がもらえたとか、おれの方は自転車がもらえないとか、いろいろそういうごちゃごちゃした話が出ているんです。だからやはり原則は高校生は歩けということ……。その辺。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今回の被災に対しまして文科省からもスクールバスの活用ということで、これまで児童生徒の送り迎え以外は目的外使用でだめだというのがありましたけれども、文科省からも通達で、例えばおばあさんが避難所から病院に来るときにやはりスクールバスが空いていれば乗せてもいいよという形で通知がまいておりますので、今、後藤議員お話しの高中生については高等学校との連携をとりながら、可能であれば乗車できると思います。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 11款災害復旧費。

後藤高明君。

○12番（後藤高明君） 突然、城山の避難所に今、ある集団が来た。これはご存じのとおり高清水地区ののり面崩落、正面に住んでいる方々。いろいろな話が出て、工事をやったばかりで見事に落ちているわけです。本来は、今度新しい課長で申しわけないんですけども、前任者がいれば一番よかったんですけども、残念ながらあなたにお尋ねする格好になったんですけども。災害といえば何か言葉では仕方ないなというような受け止め方もされると思うんですけれども、あれだけの工事費と期間と、結構もう小鎚線は、私もしょっちゅうとめられましたけれども、交通規制があり、大変長い間町民に迷惑をかけて完成したはずののり面なんですよ。見事に落ちた。しかもこの間の大地震では落ちないで。いろいろ考えたけれども、向かいの山も大分話題になった、何線か名前は忘れましたが、あれも1回崩落してそのまま完全な形で来ているところですが、あ

と原水のあれも崩落して。大きい岩石から小さい岩石まで露出したのがどさっと落ちて、その後、立派に工事されて、今回の余震では何ら被害がなかったわけですね。それに対して高清水ののり面は一体なんだったのかと。ちょっと忙しい中大変申し訳ないんですけども、なぜ落ちたのかという検証がやはり必要なような気がするわけです。発注者は大槌町、いいですね。設計はどこでやったかわからないけれども、工事請負のところはちょっと忘れちゃったけれども。それをやらないでまた新たにというのはちょっと理解できないんです。その点について、課長どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 私の担当というか、全く関係ない課に居たんですが、いろいろ調べたというか、要するに3月11日の地震で山の中にクラックが入った、見えないうら面、すべり面ができてしまった。そしてその後の大雨等で雨水が浸透して行って、もうちょっと持ち切れなくなって落ちたということだと思われま。ただ、その当時、災害査定といまして国交省の立会官と財務省の査定官見えて、それで方法の協議というか、それで認められた復旧工事なものですから、今現在何のために落ちたかということとはちょっと。当時とすればそれでベストということをつくったと思われま。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○12番（後藤高明君） それで、地質というのかな。岩石なんかを見るとちょうど向かいの山と同じような岩石なんだよね、あそこも。それなのにどうもね、一体設計は正しかったのかどうかというね。やはり税金を使ってやるわけですから、厳しく検証する必要があると思うんです。こっちは頼む方だからね。ということで、今度どのぐらいの工事費がかかるかわかりませんが、やはりその辺、町民に何やっているんだというような言われ方をしないように、ひとつ頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 災害の方で水道事業所の所長さんに伺います。今回の震災ですごく命より大事な水で、一生懸命当局の皆さんに頑張ってもらいながら、そしてまた給水車のおかげで何とか水にも不自由しないできたんですけども、実はこまくら地区の上の方に家が1軒2軒あるわけです。水があれば移りたいんですけども水が大変だと。聞いたならば、ずたずたに切れているのかなというようなところもあるんですけども、今後、復興計画がまだ出ていないんですけども、なるべく住んでいるところに戻りたいという声もあるんですけども、何軒戻れるかもわからないんですけども、1軒か2軒だから水

道の経費も だからなとかと言ったんだけど、今度のこまくら地区の水道の見通しがいかなものかお伺いたします。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 小枕地区につきましては、県道大槌小釜線上の配水管を調査はしています。ですから、これからも 住むのであれば調査をして。ただ、復興もあるのでその辺も検討しながらやっていきたいと思います。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第40号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 職員の派遣について

○議長（阿部六平君） 日程第10、職員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付した平成23年度職員派遣一覧表のとおり、本議会から議員を派遣することにいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） 異議なしと認めます。よって、本議会から別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○

日程第11 発議案第2号 大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第11、発議案第2号大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 発議案第2号、大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例につ

いて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び大槌町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成23年6月15日提出、大槌町議会議長、阿部六平殿。

提出者、大槌町議会運営委員会委員長、芳賀陽一。賛成者委員、副委員長、阿部祐吉、賛成者委員、伊藤安男、賛成者委員、赤崎幾哉、賛成者委員、東梅康悦。

次ページをお願いいたします。

大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

表をごらん願います。

改正前の「（１）総務常任委員会」と「（２）教育民生常任委員会」を一つにして「（１）総務教民常任委員会」、定数「7人」とし、所管事項を「総務及び教育民生に関する事項並びに産業建設常任委員会の所管に属しない事項」と改め、改正前の（３）を（２）とし、所管事項を「産業及び建設に関する事項」と改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

理由、大槌町議会の議員定数が18人から13人に減少したことに伴い改正するものであります。

以上提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

以上で、今期定例会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成23年第2回大槌町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでした。

閉 会 午後0時12分

上記平成23年第2回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員